

○ 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（金融商品取引業から除かれるもの）</p> <p>第一条の八の六 法第二条第八項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる者が行う法第二条第八項各号に掲げる行為</p> <p>イ 国</p> <p>ロ 地方公共団体</p> <p>ハ 日本銀行</p> <p>ニ 外国政府その他の外国の法令上イからハまでに掲げる者に相当する者</p> <p>二 法第二条第八項第四号に掲げる行為のうち、次のいずれかに該当する者を相手方として店頭デリバティブ取引（有価証券関連店頭デリバティブ取引（法第二十八条第八項第四号に掲げる取引をいう。）を除く。以下この号において同じ。）を行い、又は当該者のために店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。以下この号において同じ。）若しくは代理を行う行為（前号に掲げるものに該当するもの並びに特定店頭デリバティブ取引（法第四十条の七第一項に規定する特定店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。）並びにその媒介、取次ぎ及び代理（特定店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理</p> | <p>（金融商品取引業から除かれるもの）</p> <p>第一条の八の六 法第二条第八項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる者が行う法第二条第八項各号に掲げる行為</p> <p>イ 国</p> <p>ロ 地方公共団体</p> <p>ハ 日本銀行</p> <p>ニ 外国政府その他の外国の法令上イからハまでに掲げる者に相当する者</p> <p>二 法第二条第八項第四号に掲げる行為のうち、次のいずれかに該当する者を相手方として店頭デリバティブ取引（有価証券関連店頭デリバティブ取引（法第二十八条第八項第四号に掲げる取引をいう。）を除く。以下この号において同じ。）を行い、又は当該者のために店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。以下この号において同じ。）若しくは代理を行う行為（前号に掲げるものに該当するものを除く。）</p> |

を行う者がその店頭デリバティブ取引等（法第二条第八項第四号に規定する店頭デリバティブ取引等をいう。以下同じ。）の業務の用に供する電子情報処理組織を使用して行うものに限る。）を除く。）

イ デリバティブ取引に関する専門的知識及び経験を有すると認められる者として内閣府令で定める者

ロ 資本金の額が内閣府令で定める金額以上の株式会社

三 法第二条第八項第十五号に掲げる行為のうち、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第六項に規定する商品投資受益権を有する者（当該商品投資受益権が同項第二号に掲げる権利又は同項第三号に掲げる権利（同項第二号に掲げる権利に類するものに限る。）である場合にあっては、これらの権利に係る信託の受託者）から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の全部を充てて行う一の法人への出資（以下この号及び次項において「特定出資」という。）であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するもの（第一号に掲げるものに該当するものを除く。）

イ 当該商品投資受益権に係る商品投資契約（商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第五項に規定する商品投資契約をいう。）若しくは信託契約又は当該商品投資受益権の販売を内容とする契約のいずれかにおいて、当該法人への特定出資が行われる旨及び当該法人が特定出資に係る金銭その他の財産を商品投資（同条第一項に規定する商品投資をいう。以下同じ。）

イ デリバティブ取引に関する専門的知識及び経験を有すると認められる者として内閣府令で定める者

ロ 資本金の額が内閣府令で定める金額以上の株式会社

三 法第二条第八項第十五号に掲げる行為のうち、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第六項に規定する商品投資受益権を有する者（当該商品投資受益権が同項第二号に掲げる権利又は同項第三号に掲げる権利（同項第二号に掲げる権利に類するものに限る。）である場合にあっては、これらの権利に係る信託の受託者）から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の全部を充てて行う一の法人への出資（以下この号及び次項において「特定出資」という。）であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するもの（第一号に掲げるものに該当するものを除く。）

イ 当該商品投資受益権に係る商品投資契約（商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第五項に規定する商品投資契約をいう。）若しくは信託契約又は当該商品投資受益権の販売を内容とする契約のいずれかにおいて、当該法人への特定出資が行われる旨及び当該法人が特定出資に係る金銭その他の財産を商品投資（同条第一項に規定する商品投資をいう。以下同じ。）

により運用する旨が定められていること。

ロ 当該法人が、商品投資に係る事業の規制に関する法律第三十三条第一項に規定する商品投資顧問業者等に対して商品投資に係る同法第二条第二項に規定する投資判断を一任すること。

ハ 当該法人が特定出資に係る金銭その他の財産を主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として運用するものでないこと。

四 前三号に掲げるもののほか、行為の性質その他の事情を勘案して内閣府令で定める行為

2 前項第三号に規定する法人が特定出資に係る金銭その他の財産の全部又は商品投資により運用するもの以外のものの全部を充てて他の法人に出資を行う場合には、同号イからハまでの規定の適用については、当該他の法人を当該法人とみなす。

#### (金融機関の範囲)

第一条の九 法第二条第八項及び第十一項、第二十七条の二第四項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）  
、第二十七条の二十八第三項（法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条第四項、第三十一条の四第三項及び第四項、第三十三条第一項、第三十三条の五第二項、第三十三条の七、第三十三条の八第一項、第五十条第一項第四号、第五十八條、第六十条の十四第一項並びに第六十六条に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

により運用する旨が定められていること。

ロ 当該法人が、商品投資に係る事業の規制に関する法律第三十三条第一項に規定する商品投資顧問業者等に対して商品投資に係る同法第二条第二項に規定する投資判断を一任すること。

ハ 当該法人が特定出資に係る金銭その他の財産を主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として運用するものでないこと。

四 前三号に掲げるもののほか、行為の性質その他の事情を勘案して内閣府令で定める行為

2 前項第三号に規定する法人が特定出資に係る金銭その他の財産の全部又は商品投資により運用するもの以外のものの全部を充てて他の法人に出資を行う場合には、同号イからハまでの規定の適用については、当該他の法人を当該法人とみなす。

#### (金融機関の範囲)

第一条の九 法第二条第八項及び第十一項、第二十七条の二第四項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）  
、第二十七条の二十八第三項（法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第二十八条第四項、第三十一条の四第三項及び第四項、第三十三条第一項、第三十三条の五第二項、第三十三条の七、第三十三条の八第一項、第五十条第一項第四号、第五十八條並びに第六十六条に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

|                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>一 株式会社商工組合中央金庫</p> <p>二 保険会社（保険業法第二条第二項に規定する保険会社をいい、同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。以下同じ。）</p> <p>三 無尽会社</p> <p>四 証券金融会社</p> <p>五 主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者のうち金融庁長官の指定するもの</p> | <p>（金融商品取引業者の最低資本金の額等）</p> <p>第十五条の七 法第二十九条の四第一項第四号（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 法第二十八条第一項第三号イに掲げる行為に係る業務を行おうとする場合 三十億円</p> <p>二 法第二十八条第一項第三号ロに掲げる行為に係る業務を行おうとする場合（前号に掲げる場合を除く。） 五億円</p> <p>二の二 その店頭デリバティブ取引等の業務の用に供する電子情報処理組織を使用して特定店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理を行おうとする場合（前二号に掲げる場合を除く。） 三億円</p> <p>三 第一種金融商品取引業又は投資運用業（適格投資家向け投資運用業（法第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運</p> | <p>一 株式会社商工組合中央金庫</p> <p>二 保険会社（保険業法第二条第二項に規定する保険会社をいい、同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。以下同じ。）</p> <p>三 無尽会社</p> <p>四 証券金融会社</p> <p>五 主としてコール資金の貸付け又はその貸借の媒介を業として行う者のうち金融庁長官の指定するもの</p> | <p>（金融商品取引業者の最低資本金の額等）</p> <p>第十五条の七 法第二十九条の四第一項第四号（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 法第二十八条第一項第三号イに掲げる行為に係る業務を行おうとする場合 三十億円</p> <p>二 法第二十八条第一項第三号ロに掲げる行為に係る業務を行おうとする場合（前号に掲げる場合を除く。） 五億円</p> <p>（新設）</p> <p>三 第一種金融商品取引業又は投資運用業（適格投資家向け投資運用業（法第二十九条の五第一項に規定する適格投資家向け投資運</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

用業をいう。以下同じ。）を除く。）を行おうとする場合（前三号に掲げる場合を除く。） 五千万円

四 第二種金融商品取引業（法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業をいう。以下同じ。）を行おうとする場合（前各号に掲げる場合を除く。） 千万円

五 適格投資家向け投資運用業を行おうとする場合（第一号から第三号までに掲げる場合を除く。） 千万円

2 申請者が外国法人である場合において、法第二十九条の四第一項第四号の資本金の額又は出資の総額を本邦通貨に換算するときは、法第二十九条の登録又は法第三十一条第四項の変更登録の申請の時ににおける外国為替相場によるものとする。

（国内にある者を相手方として有価証券関連業に係る行為を行うことができる場合）

第十七条の三 法第五十八条の二ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合（特定投資家向け有価証券について一般投資家（法第四十条の四に規定する一般投資家をいう。以下この条において同じ。）を相手方として法第二条第八項第一号から第四号まで又は第十号に掲げる行為を行う場合（当該特定投資家向け有価証券に関して開示が行われている場合、一般投資家に対する勧誘に基づかないで一般投資家のために売付けの媒介を行う場合その他投資者の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。）及び当該外国証券業者がその店頭デリバティブ取引等の業

用業をいう。以下同じ。）を除く。）を行おうとする場合（前三号に掲げる場合を除く。） 五千万円

四 第二種金融商品取引業（法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業をいう。以下同じ。）を行おうとする場合（前各号に掲げる場合を除く。） 千万円

五 適格投資家向け投資運用業を行おうとする場合（第一号から第三号までに掲げる場合を除く。） 千万円

2 申請者が外国法人である場合において、法第二十九条の四第一項第四号の資本金の額又は出資の総額を本邦通貨に換算するときは、法第二十九条の登録又は法第三十一条第四項の変更登録の申請の時ににおける外国為替相場によるものとする。

（国内にある者を相手方として有価証券関連業に係る行為を行うことができる場合）

第十七条の三 法第五十八条の二ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合（特定投資家向け有価証券について、一般投資家（法第四十条の四に規定する一般投資家をいう。以下この条において同じ。）を相手方として法第二条第八項第一号から第四号まで又は第十号に掲げる行為を行う場合（当該特定投資家向け有価証券に関して開示が行われている場合、一般投資家に対する勧誘に基づかないで一般投資家のために売付けの媒介を行う場合その他投資者の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。）を除く。）とする。

務の用に供する電子情報処理組織を使用して特定店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理を行う場合を除く。）とする。

一 外国証券業者が外国から次に掲げる行為を行う場合

イ 政府又は日本銀行を相手方とする法第二十八条第八項各号に掲げる行為

ロ 金融機関（銀行、協同組織金融機関及び第一条の九各号に掲げる金融機関をいう。以下この条において同じ。）のうち内閣府令で定めるもの又は信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた者をいう。）を相手方とする法第二十八条第八項各号に掲げる行為で、これらの者が投資の目的をもつて又は信託契約に基づいて信託をする者の計算において行う有価証券の売買又は有価証券関連デリバティブ取引に係るもの

ハ 金融商品取引業者のうち、投資運用業を行う者を相手方とする法第二十八条第八項各号に掲げる行為で、当該者が行う投資運用業に係るもの

ニ 金融機関のうち内閣府令で定めるものを相手方とする法第二十八条第八項各号に掲げる行為で、法第三十三条第二項第一号から第五号までに掲げる有価証券又は取引に係るこれらの号に定める行為

ホ 金融機関のうち内閣府令で定めるものを相手方とする法第二十八条第八項各号に掲げる行為で、当該金融機関が顧客の書面

一 外国証券業者が外国から次に掲げる行為を行う場合

イ 政府又は日本銀行を相手方とする法第二十八条第八項各号に掲げる行為

ロ 金融機関（銀行、協同組織金融機関及び第一条の九各号に掲げる金融機関をいう。以下この条において同じ。）のうち内閣府令で定めるもの又は信託会社（信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた者をいう。）を相手方とする法第二十八条第八項各号に掲げる行為で、これらの者が投資の目的をもつて又は信託契約に基づいて信託をする者の計算において行う有価証券の売買又は有価証券関連デリバティブ取引に係るもの

ハ 金融商品取引業者のうち、投資運用業を行う者を相手方とする法第二十八条第八項各号に掲げる行為で、当該者が行う投資運用業に係るもの

ニ 金融機関のうち内閣府令で定めるものを相手方とする法第二十八条第八項各号に掲げる行為で、法第三十三条第二項第一号から第五号までに掲げる有価証券又は取引に係るこれらの号に定める行為

ホ 金融機関のうち内閣府令で定めるものを相手方とする法第二十八条第八項各号に掲げる行為で、当該金融機関が顧客の書面

による注文を受けてその計算において行う有価証券の売買又は同項第三号若しくは第五号に掲げる行為（当該注文に関する顧客に対する勧誘に基づき行われるもの及び当該金融機関が行う投資助言業務に関しその顧客から注文を受けて行われるものを除く。）のうち、内閣府令で定めるものに係るもの

へ 長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第四条第一項の規定により内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。）、金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第八条第一項（同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する普通銀行で同法第八条第一項の認可を受けたもの（金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第百七号）附則第百六十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第百六十八条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律（以下この号において「平成十年改正前合併転換法」という。）第十七条の二第二項（平成十年改正前合併転換法第二十四条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する普通銀行で平成十年改正前合併転換法第十七条の二第二項の認可を受けたもの及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号。以下この号において「会社法整備法」という。）第二百条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる会社法整備法第百九十九条の規定によ

による注文を受けてその計算において行う有価証券の売買又は同項第三号若しくは第五号に掲げる行為（当該注文に関する顧客に対する勧誘に基づき行われるもの及び当該金融機関が行う投資助言業務に関しその顧客から注文を受けて行われるものを除く。）のうち、内閣府令で定めるものに係るもの

へ 長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第四条第一項の規定により内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。）、金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第八条第一項（同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する普通銀行で同法第八条第一項の認可を受けたもの（金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第百七号）附則第百六十九条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第百六十八条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律（以下この号において「平成十年改正前合併転換法」という。）第十七条の二第二項（平成十年改正前合併転換法第二十四条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する普通銀行で平成十年改正前合併転換法第十七条の二第二項の認可を受けたもの及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号。以下この号において「会社法整備法」という。）第二百条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる会社法整備法第百九十九条の規定によ

る改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律（以下この号において「平成十七年改正前合併転換法」という。）の規定により合併契約書又は転換計画書が作成された合併又は転換を行う場合において、平成十七年改正前合併転換法第十七条の二第二項（平成十七年改正前合併転換法第二十四条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の認可を受けた普通銀行を含む。）又は信託会社等（貸付信託法（昭和二十七年法律第百九十五号）第三条第一項の信託会社等をいう。）を相手方とする法第二十八条第八項各号に掲げる行為で、それぞれ長期信用銀行法第八条若しくは第九条の規定により発行する長期信用銀行債、金融機関の合併及び転換に関する法律第八条の規定により発行する特定社債（平成十年改正前合併転換法第十七条の二第二項及び平成十七年改正前合併転換法第十七条の二第一項の規定により発行する債券を含む。）又は貸付信託法第二条第二項に規定する受益証券に係るもの

二 外国証券業者が、法第二十八条第八項各号に掲げる行為についての勧誘をすることなく、外国から次に掲げる行為を行う場合（前号に該当する場合を除く。）

イ 国内にある者の注文を受けて、当該者を相手方として行う法第二十八条第八項第一号から第三号まで若しくは第五号に掲げる行為若しくは同項第六号に掲げる行為（同項第四号に掲げる取引の媒介、取次ぎ及び代理を除く。）のうち内閣府令で定めるもの又は当該者（第一条の八の六第一項第二号イ又はロのい

る改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律（以下この号において「平成十七年改正前合併転換法」という。）の規定により合併契約書又は転換計画書が作成された合併又は転換を行う場合において、平成十七年改正前合併転換法第十七条の二第二項（平成十七年改正前合併転換法第二十四条第一項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の認可を受けた普通銀行を含む。）又は信託会社等（貸付信託法（昭和二十七年法律第百九十五号）第三条第一項の信託会社等をいう。）を相手方とする法第二十八条第八項各号に掲げる行為で、それぞれ長期信用銀行法第八条若しくは第九条の規定により発行する長期信用銀行債、金融機関の合併及び転換に関する法律第八条の規定により発行する特定社債（平成十年改正前合併転換法第十七条の二第二項及び平成十七年改正前合併転換法第十七条の二第一項の規定により発行する債券を含む。）又は貸付信託法第二条第二項に規定する受益証券に係るもの

二 外国証券業者が、法第二十八条第八項各号に掲げる行為についての勧誘をすることなく、外国から次に掲げる行為を行う場合（前号に該当する場合を除く。）

イ 国内にある者の注文を受けて、当該者を相手方として行う法第二十八条第八項第一号から第三号まで若しくは第五号に掲げる行為若しくは同項第六号に掲げる行為（同項第四号に掲げる取引の媒介、取次ぎ及び代理を除く。）のうち内閣府令で定めるもの又は当該者（第一条の八の六第一項第二号イ又はロのい



ずれかに該当する者に限る。)を相手方として行う法第二十八条第八項第四号に掲げる行為若しくは同項第六号に掲げる行為(同項第四号に掲げる取引の媒介、取次ぎ及び代理に限る。)

ロ 有価証券関連業を行う金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた者に限る。)

による代理又は媒介により、国内にある者を相手方として行う有価証券の売買若しくは法第二十八条第八項第三号若しくは第五号に掲げる行為のうち内閣府令で定めるもの又は国内にある者(第一条の八の六第一項第二号イ又はロのいずれかに該当する者に限る。)を相手方として行う法第二十八条第八項第四号に掲げる行為

三 外国証券業者が、内閣府令で定めるところにより、その行う有価証券の引受けの業務のうち元引受契約(有価証券の募集、私募若しくは売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等に際して締結する次のいずれかの契約をいう。次条において同じ。)の内容を確定するための協議のみを当該元引受契約に係る有価証券の発行者又は所有者と国内において行う場合(当該有価証券の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等又は当該有価証券の募集、私募若しくは売出しの取扱い若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いが国内において行われる場合を除く。)

イ 当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を発行者又は所有者から取得することを内容とする契約

ずれかに該当する者に限る。)を相手方として行う法第二十八条第八項第四号に掲げる行為若しくは同項第六号に掲げる行為(同項第四号に掲げる取引の媒介、取次ぎ及び代理に限る。)

ロ 有価証券関連業を行う金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた者に限る。)

による代理又は媒介により、国内にある者を相手方として行う有価証券の売買若しくは法第二十八条第八項第三号若しくは第五号に掲げる行為のうち内閣府令で定めるもの又は国内にある者(第一条の八の六第一項第二号イ又はロのいずれかに該当する者に限る。)を相手方として行う法第二十八条第八項第四号に掲げる行為

三 外国証券業者が、内閣府令で定めるところにより、その行う有価証券の引受けの業務のうち元引受契約(有価証券の募集、私募若しくは売出し又は特定投資家向け売付け勧誘等に際して締結する次のいずれかの契約をいう。次条において同じ。)の内容を確定するための協議のみを当該元引受契約に係る有価証券の発行者又は所有者と国内において行う場合(当該有価証券の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等又は当該有価証券の募集、私募若しくは売出しの取扱い若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いが国内において行われる場合を除く。)

イ 当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を発行者又は所有者から取得することを内容とする契約

ロ 当該有価証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者が  
ない場合にその残部を発行者又は所有者から取得することを内  
容とする契約

ハ 当該有価証券が新株予約権証券である場合において、当該新  
株予約権証券を取得した者が当該新株予約権証券の全部又は一  
部につき新株予約権を行使しないときに当該行使しない新株予  
約権に係る新株予約権証券を発行者又は所有者から取得して自  
己又は第三者が当該新株予約権を行使することを内容とする契  
約

(資本金の額又は出資の総額の計算)

第十七条の五 法第五十九条の二第二項及び第六十条の二第二項(法  
第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)に規定する  
資本金の額又は出資の総額は、発行済株式の発行価額(その発行価  
額のうち資本金として計上しないこととした額を除く。)の総額及  
び株式を発行しないで準備金の額を減少し資本金として計上した額  
(これらの額に準ずる額を含む。)を合計して計算するものとする。  
。

(取引所取引業務に関する経験年数)

第十七条の八 法第六十条の三第一項第一号ハに規定する政令で定め  
る期間は、三年とする。

2 法第六十条の三第一項第一号ハに規定する政令で定める場合は、

ロ 当該有価証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者が  
ない場合にその残部を発行者又は所有者から取得することを内  
容とする契約

ハ 当該有価証券が新株予約権証券である場合において、当該新  
株予約権証券を取得した者が当該新株予約権証券の全部又は一  
部につき新株予約権を行使しないときに当該行使しない新株予  
約権に係る新株予約権証券を発行者又は所有者から取得して自  
己又は第三者が当該新株予約権を行使することを内容とする契  
約

(資本金の額又は出資の総額の計算)

第十七条の五 法第五十九条の二第二項及び第六十条の二第二項に規  
定する資本金の額又は出資の総額は、発行済株式の発行価額(その  
発行価額のうち資本金として計上しないこととした額を除く。)の  
総額及び株式を発行しないで準備金の額を減少し資本金として計上  
した額(これらの額に準ずる額を含む。)を合計して計算するもの  
とする。

(取引所取引業務に関する経験年数)

第十七条の八 法第六十条の三第一項第一号ハに規定する政令で定め  
る期間は、三年とする。

2 法第六十条の三第一項第一号ハに規定する政令で定める場合は、

次に掲げる者が取引所取引業務（法第六十条第一項に規定する取引所取引業務をいう。以下この条において同じ。）と同種類の業務を行っていた期間を許可申請者が取引所取引業務と同種類の業務を行っていた期間とみなして当該期間を算定した場合に、その期間が引き続き三年以上となる場合とする。

一 許可申請者に組織変更したと認められる者又は許可申請者に合併された会社

二 分割により許可申請者に取引所取引業務と同種類の業務に係る事業の全部又は一部を承継させた者

三 許可申請者に取引所取引業務と同種類の業務に係る事業の全部又は一部を譲渡した者

四 許可申請者の発行済株式の全部を所有している者

（取引所取引業務に係る事業報告書の提出期限等）

第十七条の十 法第六十条の六（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第四十六条の三第一項に規定する政令で定める期間は、三月とする。ただし、取引所取引許可業者又は電子店頭デリバティブ取引等許可業者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

2 法第六十条の六（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第四十六条の三第三項の規定による

次に掲げる者が取引所取引業務（法第六十条第一項に規定する取引所取引業務をいう。以下この条において同じ。）と同種類の業務を行っていた期間を許可申請者が取引所取引業務と同種類の業務を行っていた期間とみなして当該期間を算定した場合に、その期間が引き続き三年以上となる場合とする。

一 取締役会設置会社と同種類の法人である許可申請者に組織変更したと認められる者又は許可申請者に合併された会社

二 分割により許可申請者に取引所取引業務と同種類の業務に係る事業の全部又は一部を承継させた者

三 許可申請者に取引所取引業務と同種類の業務に係る事業の全部又は一部を譲渡した者

四 許可申請者の発行済株式の全部を所有している者

（取引所取引業務に係る事業報告書の提出期限等）

第十七条の十 法第六十条の六において読み替えて準用する法第四十六条の三第一項に規定する政令で定める期間は、三月とする。ただし、取引所取引許可業者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

2 法第六十条の六において準用する法第四十六条の三第三項の規定による命令は、これらの規定による公告を時事に関する事項を掲載

命令は、これらの規定による公告を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すべき旨を定めて行うものとする。

3 法第六十条の六（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第四十九条の三第一項に規定する政令で定める期間は、三月とする。ただし、取引所取引許可業者又は電子店頭デリバティブ取引等許可業者が、その本国の法令又は慣行により、同項の書類及び書面をその事業年度経過後三月以内に提出することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

（電子店頭デリバティブ取引等業務を行うことができる場合）

第十七条の十の二 法第六十条の十四第一項に規定する政令で定める場合は、第一条の八の六第一項第二号イ又はロに掲げる者（有価証券関連業を行う者を除く。）を相手方とする場合とする。

（電子店頭デリバティブ取引等業務等に関する読替え）

第十七条の十の三 法第六十条の十四第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 読み替える法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句   |
| 第六十条第二項   | 前項        | 第六十条の十四第一 |

する日刊新聞紙に掲載すべき旨を定めて行うものとする。

3 法第六十条の六において準用する法第四十九条の三第一項に規定する政令で定める期間は、三月とする。ただし、取引所取引許可業者が、その本国の法令又は慣行により、同項の書類及び書面をその事業年度経過後三月以内に提出することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

（新設）

（新設）

|                |                |                |                |                       |                |            |   |
|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------|----------------|------------|---|
| 第六十条の二第二項      |                | 第六十条の二第二項      |                | 第六十条の二第二項             |                | 第六十条の二第二項  |   |
| 取引所取引店         | 取引所取引と         | 取引所取引店         | 取引所取引店         | 次条第一項第一号イからチまで        | 取引所取引店         | 前条第一項      |   |
| 電子店頭デリバティブ取引等店 | 電子店頭デリバティブ取引等と | 電子店頭デリバティブ取引等店 | 電子店頭デリバティブ取引等店 | 次条第一項第一号イからハまで、ホからチまで | 電子店頭デリバティブ取引等店 | 第六十条の十四第一項 | 項 |

|                                 |                               |            |            |                      |
|---------------------------------|-------------------------------|------------|------------|----------------------|
| 第六十条の三第二項及び第三項                  | 第六十条の五第一項                     | 第六十条の七     | 第六十条の八第一項  | 第六十条の八第三項及び第六十条の九第一項 |
| 第六十条第一項                         | 第六十条の二第一項各号                   | 第六十条第一項    | 第六十条第一項    | 第六十条第一項              |
| 第六十条の十四第一項                      | 第六十条の二第一項各号（第六号及び第九号を除く。）     | 第六十条の十四第一項 | 第六十条の十四第一項 | 第六十条の十四第一項           |
| 第六十条の三第一項第一号（ハ及びヌを除く。）、第二号又は第三号 | 第六十条の三第一項第一号（ハ、ニ及びヌを除く。）又は第二号 | 第六十条の三第一項  | 第六十条の三第一項  | 第六十条の三第一項            |

| 第六十条の十     |         | 取引所取引を  |            | 電子店頭デリバティブ取引等を |  |
|------------|---------|---------|------------|----------------|--|
|            |         | 第六十条第一項 |            | 第六十条の十四第一項     |  |
| 第六十条の十二第一項 | 第六十条第一項 |         | 第六十条の十四第一項 | 第六十条の十四第一項     |  |

（電子店頭デリバティブ取引等業務に関する経験年数）

第十七条の十の四 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の三第一項第一号ハに規定する政令で定める期間は、一年とする。

2 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の三第一項第一号ハに規定する政令で定める場合は、次に掲げる者が電子店頭デリバティブ取引等業務（法第六十条の十四第一項に規定する電子店頭デリバティブ取引等業務をいう。以下この項において同じ。）と同種類の業務を行っていた期間を許可申請者が電子店頭デリバティブ取引等業務と同種類の業務を行っていた期間とみなして当該期間を算定した場合に、その期間が引き続き一年以上となる場合とする。

一 許可申請者に組織変更したと認められる者又は許可申請者に合

（新設）

併された会社

二 分割により許可申請者に電子店頭デリバティブ取引等業務と同種類の業務に係る事業の全部又は一部を承継させた者

三 許可申請者に電子店頭デリバティブ取引等業務と同種類の業務に係る事業の全部又は一部を譲渡した者

四 許可申請者の発行済株式の全部を所有している者

(電子店頭デリバティブ取引等業務に係る最低資本金の額)

第十七条の十の五 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の三第一項第一号ホに規定する政令で定める金額は、三億円とする。

2 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の三第一項第一号ホの資本金の額を本邦通貨に換算する場合には、許可申請時における外国為替相場によるものとする。

(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任)

第三十八条 法第九十四条の七第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第三十条の二第一項(有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等(法第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等をいう。以下この条及び第四十五条において同じ。))の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。)、第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十

(新設)

(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任)

第三十八条 法第九十四条の七第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第三十条の二第一項(有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等(法第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等をいう。以下この条及び第四十五条において同じ。))の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。)、第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十



八条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第四十条の二、第四十条の四、第四十条の五、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第五十六条の四第一項（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第三百三十三条第一項、第五百七十七条から第五百九十九条まで、第六百六十二条及び第六百六十三条から第六百七十一条までの規定並びに法第六百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第六百六十二条の二の規定に基づく内閣府令の規定とする。

2 法第九十四条の七第二項第二号に規定する政令で定める規定は、法第六十条の十三（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第三十八条（第七号に係る部分に限る。）及び第四十条（第二号に係る部分であつて、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）の規定とする。

3 法第九十四条の七第二項第三号に規定する政令で定める規定は、法第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十二、第六十六条の十四、第六十六条の十四の二並びに第六十六条の十五において準用する法第三十八条の二、第三十九条及び第四十条（同条第二号にあつては、金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）

八条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第四十条の二、第四十条の四、第四十条の五、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第五十六条の四第一項（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第三百三十三条第一項、第五百七十七条から第五百九十九条まで、第六百六十二条及び第六百六十三条から第六百七十一条までの規定並びに法第六百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第六百六十二条の二の規定に基づく内閣府令の規定とする。

2 法第九十四条の七第二項第二号に規定する政令で定める規定は、法第六十条の十三において準用する法第三十八条（第七号に係る部分に限る。）及び第四十条（第二号に係る部分であつて、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）の規定とする。

3 法第九十四条の七第二項第三号に規定する政令で定める規定は、法第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十二、第六十六条の十四、第六十六条の十四の二並びに第六十六条の十五において準用する法第三十八条の二、第三十九条及び第四十条（同条第二号にあつては、金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）

）の規定とする。

4 法第九十四条の七第二項第三号の二に規定する政令で定める規定は、法第六十六条の三十五の規定とする。

5 法第九十四条の七第二項第四号に規定する政令で定める業務は、協会員又は当該協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第六十七条の八第一項第十四号に規定する調査に係る業務及び協会員又は当該協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の次に掲げる行為に関する法第六十八条の二の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条、第三十八条の二若しくは第三十九条（これらの規定を法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限り、法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条の二、第四十条の四、第四十条の五、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限り。）、第六十六条の十二、第六十六条の十四、第六十六条の十四の二、第三百三十三条第一項、第三百五十七条から第三百五十九条まで、第三百六十二条、第三百六十三条から第三百六十七条まで若しくは第三百六十八条から第三百七十一条までの規定又は法第

）の規定とする。

4 法第九十四条の七第二項第三号の二に規定する政令で定める規定は、法第六十六条の三十五の規定とする。

5 法第九十四条の七第二項第四号に規定する政令で定める業務は、協会員又は当該協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第六十七条の八第一項第十四号に規定する調査に係る業務及び協会員又は当該協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の次に掲げる行為に関する法第六十八条の二の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条、第三十八条の二若しくは第三十九条（これらの規定を法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限り、法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条の二、第四十条の四、第四十条の五、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限り。）、第六十六条の十二、第六十六条の十四、第六十六条の十四の二、第三百三十三条第一項、第三百五十七条から第三百五十九条まで、第三百六十二条、第三百六十三条から第三百六十七条まで若しくは第三百六十八条から第三百七十一条までの規定又は法第

百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二 法第三十条の二第一項の規定により付された条件（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三 認可金融商品取引業協会の定款その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

6 法第百九十四条の七第二項第五号に規定する政令で定める業務は、会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十八条第二項第三号に規定する調査に係る業務及び会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の次に掲げる行為に関する法第七十九条の二の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条、第三十八条の二若しくは第三十九条（これらの規定を法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのもの）に限り、法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条の二、第四

百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二 法第三十条の二第一項の規定により付された条件（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三 認可金融商品取引業協会の定款その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

6 法第百九十四条の七第二項第五号に規定する政令で定める業務は、会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十八条第二項第三号に規定する調査に係る業務及び会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の次に掲げる行為に関する法第七十九条の二の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条、第三十八条の二若しくは第三十九条（これらの規定を法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのもの）に限り、法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条の二、第四

十条の四、第四十条の五、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十二、第六十六条の十四、第六十六条の十四の二、第三百三十三条第一項、第五百七十七条から第五百九十九条まで、第六百六十二条、第六百六十三条から第六百六十七条まで若しくは第六百六十八条から第六百七十一条までの規定又は法第六百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二 法第三十条の二第一項の規定により付された条件（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三 法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会の定款その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

7 法第九十四条の七第二項第六号に規定する政令で定める業務は、会員等の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十四条第二項第二号に掲げる業務及び会員等の次に掲げる行為に関する法第八十七条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

十条の四、第四十条の五、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十二、第六十六条の十四、第六十六条の十四の二、第三百三十三条第一項、第五百七十七条から第五百九十九条まで、第六百六十二条、第六百六十三条から第六百六十七条まで若しくは第六百六十八条から第六百七十一条までの規定又は法第六百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二 法第三十条の二第一項の規定により付された条件（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三 法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会の定款その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

7 法第九十四条の七第二項第六号に規定する政令で定める業務は、会員等の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十四条第二項第二号に掲げる業務及び会員等の次に掲げる行為に関する法第八十七条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第四十条の二、第四十条の四、第四十条の五、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第三百三十三条第一項、第三百五十七条から第三百五十九条まで、第三百六十二条、第三百六十三条から第三百六十七条まで若しくは第三百六十八条から第三百七十一条までの規定又は法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二 法第三十条の二第一項の規定により付された条件（取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三 金融商品取引所の定款、業務規程その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

8 法第九十四条の七第二項第七号に規定する政令で定める業務は、外国金融商品取引所参加者（法第五十五条の二第一項第六号に規定する外国金融商品取引所参加者をいう。以下同じ。）の次に掲げる行為に関する法第五十五条の三第一項第二号に規定する措置

一 法第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第四十条の二、第四十条の四、第四十条の五、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第三百三十三条第一項、第三百五十七条から第三百五十九条まで、第三百六十二条、第三百六十三条から第三百六十七条まで若しくは第三百六十八条から第三百七十一条までの規定又は法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二 法第三十条の二第一項の規定により付された条件（取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三 金融商品取引所の定款、業務規程その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

8 法第九十四条の七第二項第七号に規定する政令で定める業務は、外国金融商品取引所参加者（法第五十五条の二第一項第六号に規定する外国金融商品取引所参加者をいう。以下同じ。）の次に掲げる行為に関する法第五十五条の三第一項第二号に規定する措置

に係る業務とする。

一 法第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第四十条の二から第四十一条の三まで、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第三百三十三条第一項、第五百七条から第五十九条まで、第六十二条、第六六十三条から第六六十七条まで若しくは第六六十八条から第六七十一条までの規定又は法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二 法第三十条の二第一項の規定により付された条件（外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三 外国金融商品取引所の業務規則（法第五十五条の二第二項第一号に規定する業務規則をいい、外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）に違反し、又は背反する行為

9 法第九十四条の七第二項第九号に規定する政令で定める権限は、次に掲げる権限とする。

一 法第八十五条の七第十二項の規定による報告の受理

に係る業務とする。

一 法第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第四十条の二から第四十一条の三まで、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第三百三十三条第一項、第五百七条から第五十九条まで、第六十二条、第六六十三条から第六六十七条まで若しくは第六六十八条から第六七十一条までの規定又は法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二 法第三十条の二第一項の規定により付された条件（外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三 外国金融商品取引所の業務規則（法第五十五条の二第二項第一号に規定する業務規則をいい、外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）に違反し、又は背反する行為

9 法第九十四条の七第二項第九号に規定する政令で定める権限は、次に掲げる権限とする。

一 法第八十五条の七第十二項の規定による報告の受理

二 法第百八十九条第一項の規定による権限のうち報告又は資料の提出を命ずる権限（法第百九十四条の七第二項（第九号を除く。）の規定に基づき証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任された権限に係るものに限る。）

（委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任）

第三十八条の二 法第百九十四条の七第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち、法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十並びに第二十七条の三十五の規定による権限並びに法第百九十三条の二第六項の規定による権限（次条第二項第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。）は、次に掲げるものを除き、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限及び公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査の権限（法第百七十二条第一項、第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第三項、第百七十二条の二第二項（同条第四項において準用する場合を含む。））及び第六項、第百七十二条の三各項、第百七十二条の四第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第百七

二 法第百八十九条第一項の規定による権限のうち報告又は資料の提出を命ずる権限（法第百九十四条の七第二項（第九号を除く。）の規定に基づき証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任された権限に係るものに限る。）

（委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任）

第三十八条の二 法第百九十四条の七第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち、法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十並びに第二十七条の三十五の規定による権限並びに法第百九十三条の二第六項の規定による権限（次条第二項第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。）は、次に掲げるものを除き、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限及び公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査の権限（法第百七十二条第一項、第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第三項、第百七十二条の二第二項（同条第四項において準用する場合を含む。））及び第六項、第百七十二条の三各項、第百七十二条の四第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第百七

十二条の五、第百七十二条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百七十二条の七から第百七十二条の九まで、第百七十二条の十各項並びに第百七十二条の十一第一項の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第八条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書の効力を生ずる日前に行う当該届出書の届出者に対する法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による権限（法第百七十二条の第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）

二 法第二十三条の五第一項において読み替えて準用する法第八条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録の効力を生ずる日前に行う法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録書の提出者に対する法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による権限（法第百七十二条の第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）

三 法第二十七条の五本文（法第二十七条の二十二の二第二項にお

十二条の五、第百七十二条の六第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第百七十二条の七から第百七十二条の九まで、第百七十二条の十各項並びに第百七十二条の十一第一項の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第八条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による届出書の効力を生ずる日前に行う当該届出書の届出者に対する法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による権限（法第百七十二条の第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）

二 法第二十三条の五第一項において読み替えて準用する法第八条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録の効力を生ずる日前に行う法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録書の提出者に対する法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による権限（法第百七十二条の第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第六項の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）

三 法第二十七条の五本文（法第二十七条の二十二の二第二項にお



いて準用する場合を含む。)に規定する公開買付期間中に行う公開買付者若しくはその特別関係者その他の関係者又は参考人に対する法第二十七条の二十二第一項(法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)及び意見表明報告書の提出者若しくはその関係者又は参考人に対する法第二十七条の二十二第二項の規定による権限(法第百七十二条の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))の規定による課徴金に係る事件の検査に係るものを除く。)

2

長官権限(法第百九十四条の七第二項の規定により委員会に委任された権限を除く。)のうち、法第五十六条の二第一項(法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。))から第四項まで、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十条の十一(法第六十条の十二第三項(法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。))及び第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。)、第六十三条第七項及び第八項、第六十六条の二十二、第六十六条の四十五第一項、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第一百三十四条の四、第六十六条の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第六十六条の十六、第六十六条の二十第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)、第六十六条の二十七(法第九十九条において準用する場合を含む。)、第百五十一条(法第百五十三条の四において準用する場合を含む。)、第百五十五条の九、第百五十六条の五の四、第百五十六条の五の八、第百五十六条の十五、第百五十六条の二十の

いて準用する場合を含む。)に規定する公開買付期間中に行う公開買付者若しくはその特別関係者その他の関係者又は参考人に対する法第二十七条の二十二第一項(法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。))及び意見表明報告書の提出者若しくはその関係者又は参考人に対する法第二十七条の二十二第二項の規定による権限(法第百七十二条の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))の規定による課徴金に係る事件の検査に係るものを除く。)

2

長官権限(法第百九十四条の七第二項の規定により委員会に委任された権限を除く。)のうち、法第五十六条の二第一項(法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。))から第四項まで、第五十七条の十第一項、第五十七条の二十三、第五十七条の二十六第二項、第六十条の十一(法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。))、第六十三条第七項及び第八項、第六十六条の十二、第六十六条の四十五第一項、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第一百三十四条の四、第六十六条の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))、第六十六条の十六、第六十六条の二十第一項(同条第二項において準用する場合を含む。))、第六十六条の二十七(法第九十九条において準用する場合を含む。))、第百五十一条(法第百五十三条の四において準用する場合を含む。))、第百五十五条の九、第百五十六条の五の四、第百五十六条の五の八、第百五十六条の十五、第百五十六条の二十の十二、第百五十六条の三十四、第百五十六条の五十八並びに第百五十六条の八十の規定

十二、第百五十六條の三十四、第百五十六條の五十八並びに第百五十六條の八十の規定による権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

による権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。